

船橋市建設工事適正化指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市（以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 下請契約におけるすべての注文者をいう。
- (4) 下請業者 下請契約におけるすべての請負人をいう。
- (5) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (6) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (7) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。
- (8) 特例監理技術者 法第26条第4項に規定する特例監理技術者をいう。
- (9) 専門技術者 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (10) 特定専門工事 法第26条の3第2項に規定する特定専門工事をいう。

(書面による請負契約の締結)

第3条 市と建設業者との間における請負契約は、少なくとも別表第1に掲げる法第19条各号に規定された事項が記載された工事請負契約書（工事請負契約約款を含む。）又はこれに準ずる書面により締結しなければならない。

2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請負の禁止等)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 建設業者は、不必要な重層下請を行ってはならない。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するための次のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。

- (1) 下請代金の額が1件で5,000万円以上（建築一式工事にあつては、8,000万円以上）である下請契約
 - (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が5,000万円以上（建築一式工事にあつては、8,000万円以上）となる下請契約
- 2 元請業者は、次に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。
- (1) 工事1件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円）に満たない工事
 - (2) 建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事

（主任技術者等の適正な配置）

第6条 建設業者は、その請け負った建設工事の適正な施工を確保するため、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

- 2 市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上（建築一式工事にあつては、8,000万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。
- 3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任で設置しなければならない。ただし、監理技術者にあつては、市から当該建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。この場合、当該技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。
- 4 前項ただし書の規定は、市が発注する建設工事（低入札価格調査実施要領に基づく調査基準価格を下回る金額において、第3条第1項に規定する請負契約を締結した建設工事を除く。）において適用するものとし、当該工事現場の数が、政令第29条に定める数を超えるときは、適用しない。
- 5 第3項に定める専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。
- 6 法第26条の3第3項から第8項の規定を満たしている場合において、特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。

(元請業者の義務)

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (2) 元請業者は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (3) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。
- (4) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨及び当該事象の状況把握のための必要な情報を提供すること。
ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象
- (5) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見をきくこと。
- (6) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内に、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (7) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が当該建設工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りではない。
- (8) 元請業者は、当該元請業者について、法第24条の5で規定する違反行為があるとして、下請業者がその事実を通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。
- (9) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (10) 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。

- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、前条第7号の申し出の日（同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

（下請業者の選定）

第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関連企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも別表第2に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

- 2 下請業者の選定に当たっては、市内に本店等を有する者を選定するよう努めるものとする。

（施工体制の把握）

第10条 建設業者は、市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したとき（当該建設業者を以下「作成建設業者」という。）は、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」並びに「施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。なお、低入札価格調査実施要領に基づく調査基準価格を下回る金額において、第3条第1項に規定する請負契約を締結した場合は、工事の着手前までに施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを市に提出しなければならない。

- 2 前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、「再下請負通知書及び作業員名簿（様式第2号又はこれに準ずるもの）」

を作成し、前項の作成建設業者に書面により通知しなければならない。

- 3 前項の通知事項に変更があったときは、遅延なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の事項について、前項の例により通知しなければならない。
- 4 第2項において、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第1項の作成建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。
- 5 第1項の作成建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置き、その写しを市に提出しなければならない。
- 6 第1項の作成建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 7 作成建設業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により書面にて通知しなければならない。
- 8 第2項の下請業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第5号又はこれに準ずる様式により書面にて通知を行わなければならない。

（雇用条件等の改善）

第11条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第3に定める事項について措置するものとする。

- 2 市から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が同様の事項について措置を講ずるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。
- 3 市から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は、前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

（下請業者選定等の提出）

第12条 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、下請業者との請負契約締結後原則として2週間以内に下請業者選定通知書（様式第6号）及び施工体制台帳並びに施工体系図を市長に提出しなければならない。

- 2 市から直接工事を請け負った建設業者は、当該工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を選任し、請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。
- 3 第1項の提出事項に変更があったときは、下請業者選定通知書により、第2項の提出事項に変更があったときは、主任技術者等変更通知書（様式第8号）により、原則として2週間以内に市長に提出しなければならない。

(不正事実の申告等)

第13条 市が発注する建設工事に係る建設業を営む者に、この要綱に違反する事実があるときは、その工事の主管部長は、市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

2 市長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、その事実を速やかに調査して違反の是正等の必要な措置を講ずるものとする。

(指導・勧告等)

第14条 市長は、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図るため、この要綱に違反した建設業を営む者に対し必要があると認められるときは、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市の入札参加有資格業者が前項の規定による指導若しくは勧告に従わないとき、又は第12条に規定する提出事項に虚偽の記載等があったときは、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき指名停止措置を行う場合がある。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年５月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市建設工事適正化指導要綱の規定は、令和３年４月１日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和３年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年２月１日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (6) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (7) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (8) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- (9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (10) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (11) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (12) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (13) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (14) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) その他国土交通省令で定める事項

別表第 2 (第 9 条関係)

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反

して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。

- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合には、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金の不払を起こすおそれがないと認められること。

別表第3(第11条関係)

(雇用・労働条件の改善)

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

(安全・衛生の確保)

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び市から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

(社会保険等の加入)

- (8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険・厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険・国民年金に加入するように指導に努めること。
- (9) 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書(特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあつては、適正な法定福利費を含んだ見積書)の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

(福祉の充実)

- (10) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

(11) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

(12) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。なお、その他の建設労働者に対しても、健康診断を行うよう努めること。

(福利厚生施設の整備)

(13) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。

(14) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、市から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

(技術及び技能の向上)

(15) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

(適正な雇用管理)

(16) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(17) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

(18) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人に就労させないこと。

(その他)

(19) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

施 工 体 制 台 帳

[会 社 名] _____
[事 業 所 名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容				
発注者 及び 住所				
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	

契約 営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者 補佐名		資格内容	
専門 技術者名		専門 技術者名	
	資格内容	資格内容	
	担当 工事内容	担当 工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

《記入にあたっての注意事項》

- 1 監理技術者又は主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
- 3 一号特定技能外国人の従事状況について、一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 4 外国人建設就労者の従事状況について、出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 5 外国人技能実習生の従事状況について、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

《健康保険等の加入状況の記入にあたって》

- 1 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 2 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の労働保険番号を記載すること。

《添付書類》□

- ① 発注者との請負契約書の写し
- ② 下請業者との請負契約書の写し
- ③ 監理技術者を置く場合
その者の監理技術者資格者証及び雇用を証する書面（健康保険証等）の写し
- ④ 監理技術者補佐を置く場合
その者の監理技術者補佐の資格及び雇用を証する書面（健康保険証等）の写し
- ⑤ 主任技術者を置く場合
その者の資格及び雇用を証する書面（健康保険証等）の写し
- ⑥ 専門技術者を置く場合
その者の資格及び雇用を証する書面（健康保険証等）の写し
- ⑦ 再下請負があった場合
再下請負通知書及び通知人と再下請業者との請負契約書の写し

<<下請業者に関する事項>>

会 社 名			代 表 者 名		
住 所 電 話 番 号	〒 (TEL — —)				
工 事 名 称 及 工 事 内 容					
工 期	自	年	月	日	契 約 日
	至	年	月	日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
		大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の 加 入 状 況	保険加入 の 有 無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事 業 所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名				安全衛生責任者名			
権限及び意見 申 出 方 法				安全衛生推進者名			
主任技術者名		専 任 非専任		雇用管理責任者名			
資 格 内 容				専門技術者名			
				資 格 内 容			
				担当工事内容			

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	----------	------------------------	----------	------------------------	----------

《記入にあたっての注意事項》

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付けること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
 - (1) 経験年数による場合
 - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - (2) 資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
- 4 一号特定技能外国人の従事状況について、一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 5 外国人建設就労者の従事状況について、出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 6 外国人技能実習生の従事状況について、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

《健康保険等の加入状況の記入にあたって》

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の労働保険番号を記載すること。

再下請負通知書

直近上位
注文者名

【報告下請業者】

〒

住 所

元請名称	
------	--

会 社 名

代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容				
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日	

建設業の可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の 加 入 状 況	保険加入 の有 無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

監督員名			安全衛生責任者名		
権限及び意見 申出方法			安全衛生推進者名		
現場代理人名			雇用管理責任者名		
権限及び意見 申出方法			専門技術者名		
主任技術者名	専 任 非専任		資 格 内 容		
資 格 内 容			担当工事内容		

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

《記入にあたっての注意事項》

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付けること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
 - (1) 経験年数による場合
 - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - (2) 資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
- 4 一号特定技能外国人の従事状況について、一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 5 外国人建設就労者の従事状況について、出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 6 外国人技能実習生の従事状況について、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

《健康保険等の加入状況の記入にあたって》

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の労働保険番号を記載すること。

<<再下請業者関係>>

会 社 名		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号	〒 (TEL — —)		
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の 加 入 状 況	保険加入 の 有 無	健康保険	厚生年金保険		雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外
	事 業 所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見 申 出 方 法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		専門技術者名	
		資 格 内 容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無
--------------------------	----------	-------------------------	----------	-------------------------	----------

《記入にあたっての注意事項》

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付けること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
 - (1) 経験年数による場合
 - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - (2) 資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
- 4 一号特定技能外国人の従事の状態について、一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 5 外国人建設就労者の従事の状態について、出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 6 外国人技能実習生の従事の状態について、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

《健康保険等の加入状況の記入にあたって》

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店（主たる営業所）の労働保険番号を記載すること。

《添付書類》

- ・再下請業者との請負契約書の写し

別添（様式第 1 号・様式第 2 号）

作 業 員 名 簿

（ 年 月 日作成）

事業所の名称 _____

所長名 _____

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

元請 確認欄	
-----------	--

提出日 年 月 日

一次会社名 _____

（ 次）会社名 _____

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険 雇用保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

（注） 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現

・・・現場代理人
- 主

・・・主任技術者
- 再

・・・危険有害業務・再発防止教育
- 作

・・・作業主任者（（注） 2. ）
- 職

・・・職長
- 習

・・・外国人技能実習生
- 女

・・・女性作業員
- 安

・・・安全衛生責任者
- 就

・・・外国人建設就労者
- 未

・・・18歳未満の作業員
- 能

・・・能力向上教育
- 1 特

・・・1号特定技能外国人

（注） 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
（注） 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒によい。
（注） 4. 資格・免許等の写しを添付すること。
（注） 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
（注） 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
（注） 7. 雇用保険欄には、右欄に被保険者番号の下 4 けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
（注） 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
（注） 9. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リアットの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
（注） 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録○〇基幹技能者、○級○〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
（注） 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自 至
----	--------

元請名	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会長	統括安全衛生責任者

副会長	
-----	--

元方安全衛生管理者

書記

工事	会社名	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般 / 特定
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	～	

工事	会社名	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般 / 特定
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	～	

工事	会社名	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般 / 特定
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	～	

工事	会社名	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般 / 特定
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	～	

工事	会社名	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般 / 特定
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	～	

工事	会社名	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般 / 特定
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	～	

工事	会社名	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般 / 特定
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	～	

工事	会社名	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般 / 特定
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	～	

工事	会社名	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般 / 特定
	工事内容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	～	

年 月 日

(下 請 業 者) 様

作成建設業者の住所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 又 は
受 任 者 職 氏 名

通 知 書

工 事 名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

私は、上記工事に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により施工体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので、通知します。

なお、あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には次の事項に留意してください。

- 1 請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により、再下請負通知を行わなければなりません。
- 2 上記の再下請負通知を提出する場所は次のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

年 月 日

(再下請負通知人の下請業者) 様

再下請負通知人の住所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 又 は
受 任 者 職 氏 名

通 知 書

工 事 名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

私は、上記工事に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により施工体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので、通知します。

なお、あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には次の事項に留意してください。

- 1 請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、再下請負通知を行わなければなりません。
- 2 上記の再下請負通知を提出する場所は次のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

下請業者選定通知書（第 回）

年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

許可の種類 特定建設業 ・ 一般建設業

（何れかを○で囲むこと。）

1 工 事 名 _____

2 工 事 場 所 _____

3 請負代金額 _____

4 契約年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記建設工事の一部を請け負った下請業者については、次のとおりですので、船橋市建設工事適正化指導要綱第 12 条第 1 項の規定並びに工事請負契約書第 7 条の規定により通知します。

下 請 業 者							
商号又は名称 代表者職氏名	所 在 地 電 話 番 号	許可 業種	工 事 現 場 担 当 者 名	下請負契約 締 結 日	下請契約金額	施 工 部 分 の 内 容	工 事 期 間

(添付書類) 第1次下請については下請契約書の写しを添付すること。

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

主任技術者等選任通知書

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に關し、
下記の者を選任したので船橋市建設工事適正化指導要綱第12条第2項の規定並びに工事請負契約書第10条第1項の規定により通知します。

記

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者 監 理 技 術 者 特例監理技術者	監理技術者補佐	専 門 技 術 者
氏 名				
現 住 所				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格				

※ 添付書類

- (1) 各々の者について、技術者経歴証明書及び雇用関係を証明する書類の写し。
- (2) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し（実務経験による場合は実務経験証明書を提出すること）。
- (注) 1 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。
- 2 監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。
- 3 不要な事項の欄は斜線等で抹消すること。

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

主任技術者等変更通知書

年 月 日契約に係る 工事に関し、
年 月 日付けで通知した について、下記のとおり変更しました
ので、船橋市建設工事適正化指導要綱第12条第3項の規定により提出をします。

記

	変 更 前	変 更 後
氏 名		
現 住 所		
生年月日	年 月 日	年 月 日
資 格		

※ 添付書類

- (1) 変更後の者について、技術者経歴証明書及び雇用関係を証明する書類の写し。
- (2) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者について変更した場合は、変更後の者の資格を証明する書類の写し（実務経験による場合は実務経験証明書を提出すること）。
- (注) 1 監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。
- 2 不要な事項の欄は斜線等で抹消すること。